

報告第 1 号

教育委員会における障害者雇用について

1. 障害者雇用の状況について

○令和 7 年 6 月 1 日現在の教育委員会の障害者雇用率は 2. 5 5 % となり、法定雇用率（2. 7 %）に達しなかった。

<障害者雇用率（教育委員会）>

	R6. 6. 1		R7. 6. 1（速報値）	
法定雇用率	2. 7%		2. 7%	
障害者雇用率	2. 76%		2. 55%	
	教員 1. 09%	教員以外 14. 75%	教員 0. 95%	教員以外 13. 56%
障害者数	189. 5 名		212. 5 名 (+23. 0 名)	
	教員 65. 5 名	教員以外 124 名	教員 69. 5 名 (+4. 0 名)	教員以外 143 名 (+19. 0 名)

※（ ）内は前年度比

○令和 7 年 4 月より、障害者の就業が一般的に困難と認められる業種の雇用義務を軽減する除外率が引き下げられ、本県教育委員会に適用される除外率が 3 0 % から 1 5 % になったことで、算定基礎となる職員数（分母）が増加し、法定雇用率達成のために必要な障害者数が 4 0 名増加した。

○法定雇用率の達成に向けて、除外率引下げを見据えながら、前年度に比べて障害者数を 2 3 名増加させるなど、積極的な採用活動を進めたものの、法定雇用率（2. 7 %）には 0. 1 5 ポイント及ばなかった。

時点	法定雇用率	法定雇用率達成のために必要な障害者数	実雇用率	障害者数（換算後）	算定基礎となる職員数	除外職員数（除外率）
R7. 6. 1	2. 7%	<u>225</u>	2. 55%	212. 5	8, 334. 5	1, 470 (15%)
(昨年比)	0. 0%	<u>+40</u>	<u>▲0. 21%</u>	<u>+23. 0</u>	+1, 467. 5	<u>▲1, 473</u>
R6. 6. 1	2. 7%	185	2. 76%	189. 5	6, 867. 0	2, 943 (30%)

2. 障害者雇用の推進に向けた取組

(1) 教員

令和8年度公立学校教員採用試験において「障害のある受験者を対象とした選考」の実施

(2) 教員以外

①正規事務職員の別枠採用試験の実施

②県立学校での事務補助等に従事する会計年度任用職員の別枠採用の実施（年4回）

③特別支援学校卒業生等を対象としたトライアル雇用の実施

今後は、障害者が担う業務の拡大に向けて他自治体での取組も研究しながら、法定雇用率の達成を目指す。